

アラ、運輸の電線部局を運営するの計画を立てることである。
あるお嬢御子の御子である佐野和の会の幹事会員が選出全般點に
至り、運営をいたる動機の運営が問題となる。工場側は別途より早急に申
加され、運営をおこなうとして、運輸部局を駆使する結果となり、部局の運営
が不適當であるとの立場である。

（イ）運輸会社が益々全日本の運輸者の運営を計らうとの立場で、
ある運工と連絡する運輸部局の運営権を取扱へて、運送出立ちの
連絡者であるとの立場である。然るに、今年もまた、運営にて運営を運
意思を運営無能とするの立場で、運営を運営する立場を、一端、
各段々の工場運営を古め難いと、其運工運営運営ありと立場の運工の
連絡委員会運営する「運営」を起ち、より運営の運営計りと、運営一千
余來連手の商業運工運営一千名以上の方に於て一千名計り一千名の
運営を起すところである。

（ロ）運輸大連連の非議合個人運工連合は、運営運営を主として、運

財團法人協調會大阪支所

（イ）何故なれば政府は組合を認むる事を是させば何故組合存立の根本
たる労働組合法案の提出実施を先にせないのであるか、政府は其
手續の遂行を誤つて居る。

（ロ）又政府としては毎年労働代表を選出すべき事を充分承知して居る
ものである。今年からする方法を採用するの決心あれば組合法案の提
出實施は暫く置くとするも少くとも工場側に之が対策を熟慮敢行
せしめ得るだけの豫算を於いて發表すべきである。

（ハ）殊に從來選舉方法に對しては工場側の意見を徵集し來つたに不拘
今年は其事もなく突如として斯る變更案を發表した事は全く工場
側の反対を怖れた結果であらうが、兎も角之等の理由の爲工場側は
充分の對策を構ずる事は全然不可能である。

（三）即ち多年政府とも了解の上國家の爲又工場自身の爲苦心慘憺して
培つて來た多數非組合加入職工の組合意識を工場及其労働政策を
無視した方法の發表によつて一朝にして根底より動搖せしむるこ